

令和3年度 事業計画書

公益財団法人黒石市民財団

令和3年度事業計画書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(基本方針)

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、これまで経験したことのない生活様式を強いられ、景気の悪化を余儀なくされた。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症に対する国や自治体の動向を注視しながら、財団の事業を推進していく。

財団の現在の経常収入については、「ダイワ長期国債ファンド」の運用により安定した分配金収入が続いており、当面は現状で推移するものと見込まれる。ただしファンドの評価額は急激に下落しており、含み損の計上は今後も継続されるものと思われる。

また、平成29年度から黒石市の人材育成助成金の支援を受け、財団運営の一助となっており、ここに黒石市の当財団の育英奨学事業に対する配慮に深く感謝を申し上げたい。

経常費用は今年度から奨学金の2年目の支給はなくなるので、基金の解約は110万円にとどまる予定である。

寄附金については募金活動を地道に継続していく。

I. 事業の計画

以上の基本方針を踏まえて令和3年度は次の4項目の事業を計画した。

1. ふるさと教育、生涯学習のための事業（公益目的事業1）

- ・「楽しさ発見塾」の開催について

新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、小学生を対象とした事業をNPO法人アフタフバーバンと検討していく。

- ・ふるさと読本第8集について

今年度は第8集「旧石器時代以降の黒石の歴史（仮題）」（鈴木徹氏）の資料収集及び第一稿の作成を予定する。

2. 育英奨学に関する事業（公益目的事業2）

今年度からは小論文として募集し、選考の上一人10万円を一年限りで支給する。

審査会は令和3年7月に開催し、入選者10名以内を選定する。

佳作には図書券（5千円相当）を進呈する。

3. 文化活動・スポーツ活動振興のための支援事業（公益目的事業3）

文化活動およびスポーツ活動の申請があり次第、三役会において審査し、理事会に報告する。

4. その他目的を達成するために必要な事業（公益目的事業4）

Ⅱ. その他の事項

1. 職員数について

職員を1名配置する。(臨時職員 1名)

2. 営利企業の保有株式について

現在は営利企業の株式を保有する予定なし。